

適格投資家向け投資運用業の創設に伴う
株式等の振替に関する業務規程等の一部改正について

平成 24 年 3 月 30 日
株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

資本市場及び金融業の基盤強化を図るため、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 49 号。以下「改正法」という。）が平成 23 年 5 月 25 日に公布された。

当該改正法には、国民の様々な資産運用ニーズに応える投資運用ファンドの立上げを促進するため、顧客が適格投資家に限定され、運用財産の総額が一定規模以下のファンドに係る投資運用業（以下「適格投資家向け投資運用業」という。）について、投資運用業の登録拒否要件を一部緩和する等、適格投資家向け投資運用業の創設に係る改正が盛り込まれている。

今般、当該改正法の公布を受けて、社債、株式等の振替に関する命令（平成 14 年内閣府・法務省令第 5 号）に規定されている振替投資信託受益権の信託設定時における振替機関への通知事項について一部改正が行われたことから、株式等の振替に関する業務規程（以下「規程」という。）及び株式等の振替に関する業務規程施行規則（以下「規則」という。）の一部について所要の改正を行う。

2. 改正概要

（1）信託設定時における発行者から機構への通知事項の追加

委託者が適格投資家向け投資運用業を行うことについて登録を受けた金融商品取引業者である場合にはその旨を、投資信託契約締結当初に係る信託の設定時に機構へ通知する等の通知事項の追加を行う。

（規程第 275 条）

（2）振替投資信託受益権（内国 E T F）の内容の公示事項の追加

委託者が適格投資家向け投資運用業を行うことについて登録を受けた金融商品取引業者である場合にはその旨を、振替投資信託受益権（内国 E T F）の内容として公示する等の公示事項の追加を行う。

（規則第 357 条第 2 項）

（3）その他所要の改正

租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 16 号）が施行されることに伴い、租税特別措置法の規定に基づき、受益者等課税信託に属する振替新株予約権付社債を機構における区分口座に記録又は記載を行うための改正を行う。

（規則別表 2）

3. 施行日

平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

以 上